

## 第5章 医療の安全の確保

### 第1節 医療安全対策

#### 1 第6期計画の評価

(第6期計画における基本的な計画事項)

- 医療安全体制を確保するため、医療の安全に関する情報の提供、研修の実施、意識の啓発を推進します。
- 院内感染を防止するため、医療機関への研修、情報の提供を進めます。

#### (1) 目標の達成状況

岐阜県医師会、岐阜県病院協会等の関係団体に対し、医療安全に関する情報提供を行うとともに研修事業を委託し、医療安全に関する普及啓発を進めた結果、医療安全相談窓口を設けている病院は101病院中99病院、窓口を設けていない2病院についても院長が個別対応する等、職員が対応できる体制は整えられており、患者からの医療安全等に関する相談に対応する体制が整備されつつあります。

院内感染対策については、医療機関を対象とした研修を実施するとともに、専門家による相談窓口を設置し、県内の医療機関の院内感染の実状の調査・研究、派遣指導等を通じて、院内感染の事例及び有効な防止対策を医療機関に提供することにより、医療機関の院内感染防止対策の強化を図りました。

(指標の状況)

指標名	計画策定時	現在
医療安全相談窓口を設置している病院数	98病院(平成24年度)	99病院(平成29年度)

#### 2 現状の把握

医療安全対策における現状は、以下のとおりとなっています。

#### (1) 医療安全対策

##### ① 医療に関する患者・住民等からの相談への対応

法に基づいて、県では平成16年1月に県庁内に岐阜県医療安全支援センターを設置し、患者やその家族、住民等からの医療に関する苦情や相談に対応し、相談者や医療機関に対し助言・情報提供を行っています。また、各保健所にも医療安全相談窓口を設置して相談に対応しています。

表3-5-1-1 医療安全相談窓口における相談件数

(単位：件)

相談窓口	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
県庁	425	410	403	365	435	391
岐阜市保健所	197	172	158	112	200	131
県立7保健所	170	179	245	168	184	142
合計	792	761	806	645	819	664

【出典：岐阜県健康福祉部医療整備課調べ】

## ② 法に基づく立入検査の実施

法に基づく医療機関に対する立入検査において、人員配置基準や構造設備基準等への適合状況の他、医療安全に係る指針の策定状況や研修の実施状況等、医療の安全管理体制についても定期的に検査を実施し、改善が必要な事項については助言・指導を行っています。

表 3-5-1-2 法に基づく立入検査の実施件数

(単位：件)

保健所	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
岐阜市	147	169	104	112	98
岐阜	123	95	119	122	115
西濃	86	84	128	134	135
関	47	52	51	54	43
可茂	72	62	70	68	63
東濃	34	63	89	90	78
恵那	34	36	39	46	36
飛騨	54	74	50	57	64
県合計	597	635	650	683	632
全国	24,699	25,451	26,140	27,083	-

【出典：衛生行政報告例（厚生労働省）】

## ③ 医療安全推進協議会の設置

平成 16 年 1 月の岐阜県医療安全支援センターの設置に伴い、センターの運営方針等を協議するための岐阜県医療安全推進協議会を設置しています。医療サービスを利用する者、医療関係団体、弁護士等で構成される協議会を年 1 回開催し、医療安全の推進に向けた方策等の検討を行っています。

## ④ 高度医療機器の配置状況及び稼働状況の把握

病床機能報告制度によって病院及び有床診療所の CT、MRI 等の高度医療機器の配置状況について把握を行うとともに、法に基づく立入検査において、医療機器安全管理者の配置状況、医療機器の安全使用に係る研修の実施状況、医療機器の保守点検計画の策定状況、保守点検の実施状況等を確認し、必要な指導を行っています。

## ⑤ 医療安全に関する情報提供及び研修等の実施

岐阜県医師会、岐阜県病院協会等の関係団体に対し、医療安全に関する情報提供を行うとともに研修事業を委託し、医療安全に関する普及啓発等を行っています。

また、県民による医療機関の選択に資するため、「ぎふ医療施設ポータル」において医療機関の機能に関する情報を提供しています。

## (2) 院内感染対策

### ① 医療機関からの相談に対する窓口の設置

岐阜大学医学部附属病院生体支援センター<sup>117</sup>との連携により、同センター内に医療機関からの院内感染対策に関する専門的な相談を受け付ける窓口を設置しています。

表 3-5-1-3 院内感染対策に関する相談窓口における相談件数

(単位：件)

年度	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
相談件数	27	10	20	11	16

【出典：岐阜県健康福祉部医療整備課調べ】

### ② 医療機関等が相互に協力する体制の構築

院内感染対策を現地で指導できる専門家を派遣し、医療機関等が相互に協力する体制の構築を図っています。毎年、二次医療圏ごとに1病院程度、派遣希望のあった病院に対して実地指導を行っているほか、現に院内感染事案が発生した病院等に対して、必要に応じてその都度専門家を派遣し、病院の実情を踏まえた具体的かつ効果的な対策について、助言・指導を行っています。

## 3 必要となる取組み

医療の安全対策を進めるに当たり、次の(1)から(3)のとおり取り組む必要がありますが、県内における取組み状況は、以下のとおりとなっています。

### (1) 医療機関に対する指導、助言及び普及啓発

法に基づく立入検査により医療機関における医療安全管理体制等を確認し、必要な指導、助言を行うとともに、医療従事者等を対象とした研修の実施、専門的な相談窓口の設置等により、必要な知識・技術の習得や普及啓発等を行っています。

### (2) 県民に対する相談対応及び情報提供機能

岐阜県医療安全支援センター及び各保健所の相談窓口において患者等からの医療に関する苦情や相談に対応するとともに、県民による医療機関の選択に資するため、「ぎふ医療施設ポータル」において医療機関の機能に関する情報を提供しています。

### (3) 医療機器の保守点検を含めた医療安全への取組み状況の確認

病院や有床診療所における高度医療機器の配置状況については、病床機能報告制度にて定期的な報告を求めています。法に基づく立入検査にて、病院及び療養病床を有する診療所については年1回、その他の診療所については5年に1回、医療機器

<sup>117</sup> 岐阜大学医学部附属病院生体支援センター：岐阜大学医学部附属病院において感染制御チーム (ICT)、栄養管理チーム (NST)、褥瘡対策チーム (PUT)、呼吸療法支援チーム (RST) 等の多職種連携による横断的患者診療支援チーム医療を担う中央診療施設の一つで、特に県内の院内感染対策においては、地域連携による感染制御の規格統一とその質の向上を目的とした様々な取組みを実施するなど、中心的役割を果たしている。

安全管理者の配置状況、医療機器の安全使用に係る研修の実施状況、医療機器の保守点検計画の策定状況、保守点検の実施状況等を確認し、改善が必要な事項については助言・指導を行っています。

表 3-5-1-4 病院における高度医療機器の配置状況

(単位：台)

圏域	マルチスライスCT 64列以上	マルチスライスCT 16列以上 64列未満	マルチスライスCT 16列未満	その他のCT	MRI 3テスラ以上	MRI 1.5テスラ以上 3テスラ未満	MRI 1.5テスラ未満	血管連続撮影装置	SPECT	PET	PETCT	PETMRI	ガンマナイフ	サイバーナイフ	強度変調放射線治療器	遠隔操作式密封小線源治療装置	内視鏡手術用支援機器(ダウインチ)
岐阜	20	13	12	5	4	21	8	30	12	1	3	0	0	0	4	1	2
西濃	8	4	3	2	1	9	0	11	7	0	1	0	0	0	1	0	1
中濃	10	7	3	0	2	11	1	7	4	0	3	0	0	0	2	1	1
東濃	8	3	3	2	1	8	1	12	1	0	1	0	0	0	1	0	0
飛騨	4	4	1	1	0	4	1	3	2	0	1	0	0	0	0	0	0
合計	50	31	22	10	8	53	11	63	26	1	9	0	0	0	8	2	4

【出典：平成 28 年度病床機能報告】

表 3-5-1-5 有床診療所における高度医療機器配置状況

(単位：台)

圏域	マルチスライスCT 64列以上	マルチスライスCT 16列以上 64列未満	マルチスライスCT 16列未満	その他のCT	MRI 3テスラ以上	MRI 1.5テスラ以上 3テスラ未満	MRI 1.5テスラ未満	血管連続撮影装置	SPECT	PET	PETCT	PETMRI	ガンマナイフ	サイバーナイフ	強度変調放射線治療器	遠隔操作式密封小線源治療装置	内視鏡手術用支援機器(ダウインチ)
岐阜	0	2	2	2	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西濃	0	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中濃	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東濃	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
飛騨	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	4	4	8	0	0	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【出典：平成 28 年度病床機能報告】

#### 4 目指すべき方向性と課題

##### (1) 目指すべき方向性

医療の安全を確保するため、平成 37 年度（2025 年度）までに、以下の体制を構築することを目指します。

- 医療に関する苦情・相談等への対応を含め、行政や医療機関が相互に連携しながら、医療安全の確保に向けて取り組む体制を構築し、患者の立場に立った医療サービスの提供を図ります。

## (2) 課題

今後の取組みに当たっては、以下の課題があると考えられます。

圏域	番号	課 題
全圏域	①	医療機関における医療安全管理体制の整備状況（医療の安全管理のための指針の整備や職員研修、医療安全の確保を目的とした改善のための方策の実施状況、医薬品・医療機器等の管理体制等）の継続的な確認と適切な助言・指導
	②	医療事故や院内感染等を防止するため、現場の医療従事者の正しい知識と実践的な技術の習得
	③	院内感染対策に関する専門的な相談に応じる体制や、医療機関等が相互に協力する体制の整備
	④	医療に関する患者等からの苦情や相談に対し、適切な助言や情報を提供できる体制の整備
	⑤	医療機関の機能に関する情報を提供する「ぎふ医療施設ポータル」の認知度向上

## 5 目標の設定

### (1) 目指すべき方向性の進捗に関する目標

目指すべき方向性が達成されることによってもたらされる効果（アウトカム）を検討し、その進捗については、以下の指標により検証します。

指標の種別	指標名	圏域	計画策定時	目標	
				平成 35 年度	平成 37 年度
アウトカム指標	医療安全相談窓口における対応の納得度	全圏域	76.8% (平成 28 年度)	100%	100%

### (2) 課題に対する取組みの進捗に関する数値目標

課題に対する取組みの進捗については、以下の指標により検証します。

課題	圏域	指標の種別	指標名	計画策定時	目標	
					平成 35 年度	平成 37 年度
①	全圏域	プロセス指標	法に基づく立入検査の実施件数	632 件 (平成 28 年度)	640 件以上	640 件以上
②	全圏域	プロセス指標	医療安全研修受講者数	1,896 人 (平成 28 年度)	1,950 人以上	1,950 人以上

③	全圏域	プロセス 指標	院内感染対策相談 窓口における相談 件数	16 件 (平成 28 年度)	20 件	20 件
④	全圏域	ストラクチャー 指標	医療安全相談窓口 設置状況	99 病院 (平成 29 年 5 月)	101 病院	101 病院
⑤	全圏域	プロセス 指標	「ぎふ医療施設ポ ータル」の閲覧件数	97,063 件 (平成 28 年度)	100,000 件 以上	100,000 件 以上

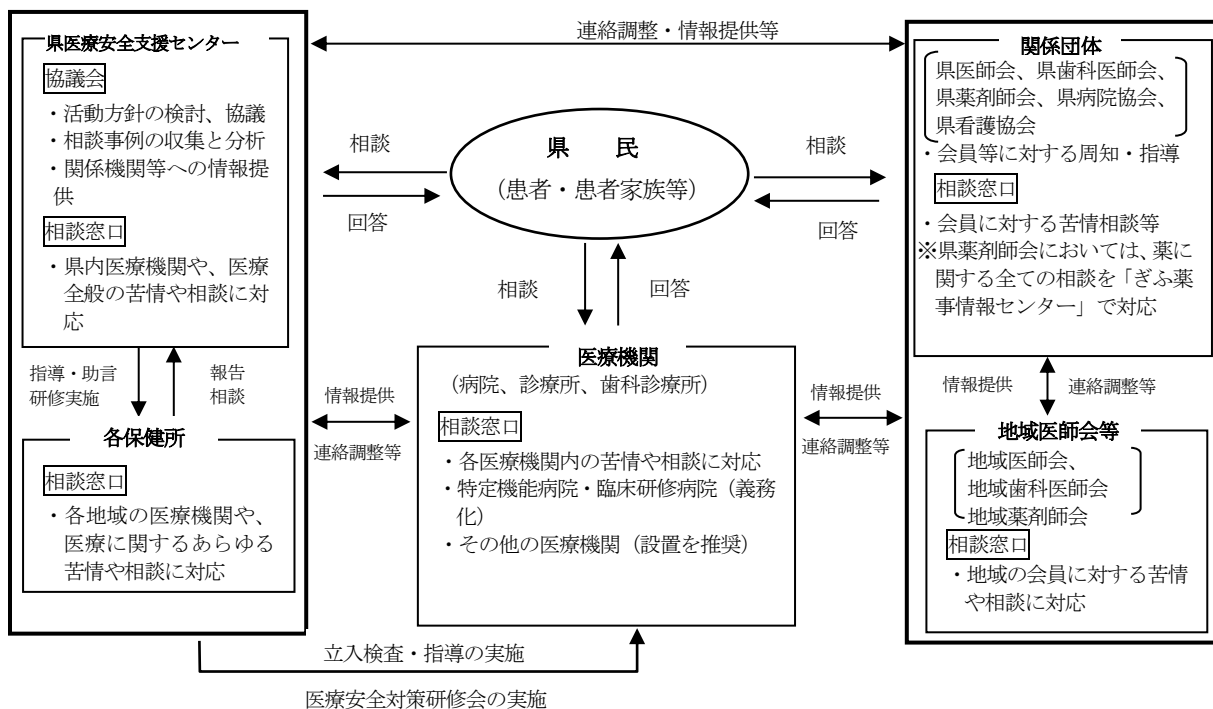
## 6 今後の施策

課題を解決し、「目指すべき方向性」を実現するため、以下の施策に取り組みます。

- 医療の安全の確保及び患者の立場に立った医療サービスの提供に向け、保健所の検査体制の充実を図るため、法に基づく立入検査について、検査項目や指導基準等を保健所間で標準化するとともに、医療監視員の資質向上を目的とした研修を実施します。(課題①)
- 患者の立場に立った医療サービスの提供のために必要な医療安全に関する知識の普及啓発を図るため、医療従事者等に対し、医療安全や院内感染対策等に関する情報提供や研修を実施します。(課題②)
- 院内感染が発生した場合でも、各医療機関が適切に対応できるよう支援するため、医療機関からの専門的な相談に応じる窓口の設置や、現地で指導できる専門家の派遣等、それぞれの医療機関に応じた院内感染対策を講じます。(課題③)
- 医療安全支援センター及び各保健所の相談窓口において、患者やその家族、住民等からの医療に関する苦情・相談に対し、患者等の立場に立って適切に対応します(課題④)
- 患者等による医療機関の適切な選択を支援するため、県内の医療機関の機能に関する様々な情報が検索可能な「ぎふ医療施設ポータル」について、医療相談への対応等を通じて、活用を促進します。(課題⑤)

## 7 医療提供体制の体系図

### 【医療安全相談 体系図】



### 【医療相談窓口一覧】

医療安全相談窓口（岐阜県庁医療整備課内）	058-278-2622
岐阜保健所（総務課 管理調整・医事係）	058-380-3001
西濃保健所（総務課 管理調整・医事係）	0584-73-1111
関保健所（総務課 管理調整・医事係）	0575-33-4011
可茂保健所（総務課 管理調整・医事係）	0574-25-3111
東濃保健所（総務課 管理調整・医事係）	0572-23-1111
恵那保健所（健康増進課 保健指導係）	0573-26-1111
飛騨保健所（総務課 管理調整・医事係）	0577-33-1111
岐阜市保健所（保健医療課）	058-252-7197





## 第2節 医薬品等の安全対策

### 1 第6期計画の評価

(第6期計画における基本的な計画事項)

- 安全で安心な医薬品が供給されるよう監視体制を整備します。
- 適切な情報提供のもとで適正な一般用医薬品を選択し安全に使用できるよう、薬剤師等による情報提供と相談応需の体制整備を進めます。

#### (1) 目標の達成状況

安全で安心な医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器（以下、「医薬品等」という。）が供給されるよう、医薬品等製造業者及び製造販売業者に対して、品質、有効性及び安全性の確保を重点とした監視指導を実施しました。

特に、対象施設の態様に応じて、監視頻度、監視項目等にメリハリをつけ、医薬品等製造業者のGMP（医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準）対象施設に対しては2年に1回以上、GMP対象外の施設に対しては3年に1回以上の調査を行う計画を作成するなどして、効果的かつ効率的に監視を行いました。

さらに、健康食品等の試買検査やインターネット等を活用した広告監視を実施し、無承認無許可医薬品等の流通の防止に努めました。

また、医療機関、一般県民等に対する医薬品の品質等に関する情報提供が適切に行われるよう、医薬品等製造販売業者に対しては、自主回収等の事案が発生した場合は迅速な回収措置に合わせて関係者への情報提供を十全に行うよう指導するとともに、薬局・医薬品販売業者に対しては、医薬品の適正使用に必要な情報提供に係る項目を重点とした監視指導を実施しました。

消費者に対しても、くすりの安全使用教室などの講習会やお薬手帳の普及等を通じて、医薬品の適正使用のための正しい知識の普及に努めました。

### 2 現状の把握

医薬品等の安全対策における現状は、以下のとおりです。

#### (1) 医薬品製造所等への監視指導

製造所における適正な製造管理及び品質管理を重点に、医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準（GMP）の対象施設は2年に1回以上、対象外施設は3年に1回を目途に監視指導を実施しています。

表 3-5-2-1 医薬品製造所等への監視指導実績

(単位:件)

	対象施設数 (平成29年3月末時点)	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
医薬品製造業	44	53	47	47	38	48
医薬品製造販売業	16	4	1	6	8	6
医薬部外品製造業	35	5	14	11	5	11
医薬部外品製造販売業	23	5	10	4	1	11
化粧品製造業	65	15	14	11	17	17
化粧品製造販売業	44	9	11	12	8	10
医療機器製造業	58	27	20	15	16	18
医療機器製造販売業	28	11	4	5	8	7
医療機器修理業	91	15	17	33	22	12
県計	404	144	138	144	123	140

【出典：岐阜県健康福祉部薬務水道課調べ】

## (2) 薬事監視指導

医薬品等の安全性と有効性を確保するため、薬局等に対し、顧客への医薬品の適正使用に必要な情報提供に関する項目を重点とした監視指導を実施しています。

表 3-5-2-2 薬局等への監視指導実績

(単位:件)

	対象施設数 (平成29年3月末時点)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
薬局	1,018	567	468	423	474	501
店舗販売業	552	194	182	183	214	232
卸売販売業	209	76	73	58	65	60
配置販売業	90	15	11	14	15	7
特例販売業	143	48	35	41	39	35
医療機器販売・賃貸業	6,646	1,119	901	1,102	1,057	1,051
県計	8,658	2,019	1,670	1,821	1,864	1,886

【出典：衛生行政報告例（厚生労働省）】

## (3) 医薬品の品質等に関する情報提供

何らかの不良又は不具合が生じた医薬品等（以下「不良医薬品等」という。）による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために、医薬品製造販売業者等に対し、不良医薬品等の自主的な回収に関する情報は早期に行政機関に報告するとともに適切な回収措置と関係者への情報提供を行うよう指導しています。

また、毎年、県内5圏域で県民を対象に医薬品等の適正使用に関する講習会を実施し、医薬品等に関する正しい知識の普及を行っています。

表 3-5-2-3 受講者数実績

(単位:人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
県合計	440	475	356	223	134

【出典：岐阜県健康福祉部薬務水道課調べ】

#### (4) 健康食品等の試買検査

痩身及び強壮効果を標ぼう又は暗示する健康食品を買い上げ、医薬品成分の検査を行っています。

表 3-5-2-4 試買検査実績

(単位：件)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
岐阜	4	4	4	4	4
西濃	4	4	4	4	4
中濃	4	4	4	4	4
東濃	4	4	4	4	4
飛騨	4	4	4	4	4
県計	20	20	20	20	20

【出典：岐阜県健康福祉部薬務水道課調べ】

#### (5) 県民からの相談

県の7保健所において、県民又は事業者から健康食品の健康被害、表示及び宣伝広告、関係法令等に関する相談に応じています。

表 3-5-2-5 健康食品に関する相談件数

(単位：件)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
岐阜	95	28	20	33	1
西濃	65	39	17	4	0
中濃	5	2	1	4	3
東濃	1	0	0	1	4
飛騨	1	0	0	0	12
県計	167	79	38	42	20

【出典：岐阜県健康福祉部薬務水道課調べ】

### 3 必要となる取組み

医薬品の安全対策を進めるために、流通・使用における監視体制の構築、医薬品に関する適切な情報提供等が求められており、県内における取組み状況は、以下のとおりとなっています。

#### (1) 監視体制の構築

医薬品等は、人の生命・健康の保持に密接な関係をもつことから、その品質、有効性及び安全性の確保が求められています。

医薬品等の製造施設に対するGMP調査については、国際整合性の確保の観点から全調査権者共通の品質マニュアル、共通の手順書等が国から示されており、これらに基づき監視指導を行っています。

薬局に対する監視指導については、国が定めた実施要領に基づいて、毎年、実施期間や立入検査の目標数（薬局は原則3年に1度は立ち入ることなど）等を定め、監視指導を行っています。

また、全国的に健康食品から医薬品成分が検出される事例が散見されていることか

ら、県独自に健康食品等を試買し、検査を行っています。

なお、試買検査検体数は「岐阜県食品安全行動基本計画」の数値目標に基づいています。

## (2) 医薬品等に関する情報提供

医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、これらに関する情報を適切に医療機関や県民に提供することが求められています。

医薬品製造販売業者等に対し、不良医薬品等の自主的な回収に関する情報は早期に行政機関に報告するとともに適切な回収措置と関係者への情報提供を行うよう指導しています。

また、毎年、県内5圏域で県民を対象に医薬品等の適正使用に関する講習会を実施し、医薬品等に関する正しい知識の普及を行っています。

## (3) 県民からの相談への対応

県民からの薬に関する相談については、(一社)岐阜県薬剤師会ぎふ薬事情報センターにおいて、平日の9時から17時まで対応しています。

また、健康食品については、県の7保健所において、健康被害、表示及び宣伝広告、関係法令などに関する相談に応じています。

## 4 目指すべき方向性と課題

### (1) 目指すべき方向性

医薬品等の安全を確保するため、平成37年度(2025年度)までに、以下の体制を構築することを目指します。

- 有効で安全な医薬品が供給されるよう監視体制を整備します。
- 県民に対する医薬品の正しい知識の普及啓発を継続して実施します。

### (2) 課題

「(1) 目指すべき方向性」を実現するため、「3 必要となる取組み」を進めるうえで、以下の課題があると考えられます。

圏域	番号	課題
全圏域	①	医薬品等製造業者のGMP調査に係る調査員の確保
	②	医療機関に対する医薬品等の品質、有効性及び安全性に関する情報の適切な提供
	③	県独自の健康食品等の試買・検査実施体制及び一般県民からの健康食品に関する相談応需体制の維持
	④	薬局・医薬品販売業者に対する効果的かつ効率的な監視指導の実施
	⑤	県民に対する医薬品の正しい知識の普及啓発の継続

## 6 目標の設定

### (1) 課題に対する取組みの進捗に関する数値目標

課題に対する取組みの進捗については、以下の指標により検証します。

課題	圏域	指標の種別	指標名	計画策定時	目標	
					平成35年度	平成37年度
①	全圏域	ストラクチャー指標	GMP 調査員 <sup>118</sup>	4名 (平成29年4月)	4名以上	4名以上
		プロセス指標	GMP 初期教育訓練・薬事衛生管理研修修了者数	3名 (平成29年4月)	3名以上	3名以上
②	各圏域	ストラクチャー指標	くすりの安全使用教室回数	1回 (平成29年4月)	1回以上	1回以上

## 7 今後の施策

「目指すべき方向性」を実現するため、以下の施策に取り組みます。

- 医薬品等製造業者及び製造販売業者に対して、医薬品等の品質、安全性の確保を重点とした監視指導を実施するため、GMP 調査員に必要な教育訓練を行い、監視体制の確保に努めます。(課題①)
- 医療機関等への医薬品の品質等に関する情報提供が適切に行われるよう、医薬品等製造販売業者に対して、自主回収等の事案が発生した場合は迅速な回収措置に合わせて情報提供を十全に行うよう指導します。(課題②)
- 医薬品成分を含有する健康食品(無承認無許可医薬品)等による健康被害を未然に防止するため、健康食品等の試買検査やインターネット等を活用した広告の監視を実施し、その流通を防止します。(課題③)
- 医薬品が安全かつ効果的に使用されるよう、薬局・医薬品販売業者が顧客に対し行う医薬品に関する情報提供の履行状況の確認を重点とした立入検査計画を策定し、効率的に実施します。(課題④)
- 医薬品が安全かつ効果的に使用されるよう、くすりの安全使用教室など消費者向け講習会の開催やお薬手帳の普及等を通じて、適正使用のための正しい知識の普及を推進します。(課題⑤)

<sup>118</sup> GMP 調査員：医薬品及び医薬部外品の品質を確保するため、製造業者がGMP(製造管理及び品質管理に関する基準)を遵守しているかどうかを調査する者。調査員の能力を確保するため資質、教育訓練などの要件が定められている。

## 第6章 その他

### 第1節 歯科保健医療の役割

#### 1 第6期計画の評価

(第6期計画における基本的な計画事項)

- 県民の「8020 (ハチマルニイマル)<sup>119</sup>」達成のため、乳幼児期や学齢期のう蝕予防、成人期の歯周病予防、高齢期の歯の喪失防止を進め、口腔機能向上のための事業等を促進します。
- 要介護者や障がい児(者)に対する歯科診療連携体制の整備を進めます。

#### (1) 目標の達成状況

県民の「8020 (ハチマルニイマル) : 80歳で自分の歯を20歯以上保とう」の達成のため、乳幼児期・学齢期におけるフッ化物を応用したむし歯予防の推進、成人期における歯周病予防と早期治療の徹底や歯科健診受診率の向上に向けた啓発など、ライフステージに応じたむし歯予防・歯周病予防等の取組みを実施しました。

その結果、むし歯のない3歳児の割合は、第6期計画の目標には達しませんでした。平成23年度85.4%から平成27年度87.3%に増加、12歳児の一人平均むし歯経験歯数<sup>120</sup>は、平成23年度0.90歯から平成28年度0.53歯に低下し、全国値(各83.0%、0.84歯)よりも良好な結果となっています。

ただし、成人期の進行した歯周病<sup>121</sup>有病率は、40歳63.9%、50歳70.1%と平成23年度よりも増加しています。

60歳で24歯以上自分の歯を有する人の割合は、平成23年度64.0%から平成28年度74.0%、80歳で20歯以上自分の歯を有する人の割合は、平成23年度50.6%から平成28年度54.2%と増加していますが、年齢階級が上がるとともに、自分の歯を有する人の割合が低下しているため、ライフステージに応じた口腔機能向上のための取組みが一層求められます。

また、介護を必要とする高齢者や障がい児(者)などの歯科受診困難者に対する歯科診療提供体制を整備するため、医科と介護等の連携・調整等を担う窓口となる在宅歯科医療連携室を県歯科医師会に設置し、多職種と連携した歯科保健医療サービスの充実を図ったほか、県歯科医師会の障がい児(者)歯科診療所への運営支援及び障害者支援施設等を対象とした巡回歯科健診を実施することによって、定期的に歯科健診を受けられる体制づくりに取り組みました。

<sup>119</sup> 8020 (ハチマルニイマル) (運動) : 80歳で自分の歯を20歯以上保とうという運動

<sup>120</sup> 一人平均むし歯経験歯数 : 過去のむし歯の数を含めた、むし歯の本数。「治療していないむし歯」、「抜歯したむし歯」、「治療したむし歯」の合計値

<sup>121</sup> 進行した歯周病 : 歯の周りがある溝(歯周ポケット)の深さが4mm以上になった状態

(目標数値の達成状況)

指標名	計画策定時	目標	現在値	評価
3歳児のう蝕のない者の割合の上昇	85.4% (平成23年度)	90.0%以上 (平成28年度)	87.3% (平成27年度)	B
12歳児の1人平均う歯数の低下	0.90歯 (平成23年度)	0.70歯以下 (平成28年度)	0.53歯 (平成28年度)	A
40歳時の進行した歯周病有病率の低下	45.0% (平成23年度)	40.0%以下 (平成28年度)	63.9% (平成28年度)	D
50歳時の進行した歯周病有病率の低下	57.0% (平成23年度)	50.0%以下 (平成28年度)	70.1% (平成28年度)	D
60歳で24歯以上有する者の割合の上昇	64.0% (平成23年度)	70.0%以上 (平成28年度)	74.0% (平成28年度)	A
80歳で20歯以上有する者の割合の上昇	50.6% (平成23年度)	55.0%以上 (平成28年度)	54.2% (平成28年度)	A

## 2 現状の把握

歯科保健医療の現状は、以下のとおりとなっています。

### (1) 幼児期・学齢期の歯科口腔の状況

#### ① むし歯のない3歳児の割合

むし歯のない3歳児の割合は増加傾向にあり、全国値よりも高い状況が続いています。また、平成27年度の圏域別の状況を見てみると、東濃圏域が90%を超える一方、飛騨圏域のみが全国平均を下回っています。

表 3-6-1-1 むし歯のない3歳児の割合の経年推移

(単位：%)

	平成12年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
岐阜県	71.2	85.4	87.1	87.2	86.6	87.3
全国	64.8	79.7	80.9	82.1	82.3	83.0

【出典：地域保健・健康増進事業報告（厚生労働省）】

表 3-6-1-2 圏域別のむし歯のない3歳児の割合（平成27年度）

(単位：%)

圏域	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨	県全体	全国
むし歯のない幼児の割合（3歳児）	88.6	86.7	84.9	90.6	79.6	87.3	83.0

【出典：地域保健・健康増進事業報告（厚生労働省）】

#### ② 3歳児のフッ化物歯面<sup>122</sup>塗布の状況

3歳以前にフッ化物歯面塗布（フッ素塗布）を受けたことがある幼児の割合は、県全体で約8割ですが、圏域による格差が認められ、中濃及び飛騨圏域が県平均を下回っています。

<sup>122</sup> フッ化物歯面塗布（フッ素塗布）：萌出後の歯の表面に直接フッ化物を作用させることによって、むし歯への抵抗性を与える方法。歯科医師や歯科衛生士が塗布する。

表 3-6-1-3 圏域別の3歳児のフッ化物歯面塗布実績（平成28年度）

（単位：％）

圏域	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨	県全体
3歳児のフッ化物歯面塗布経験児	88.9	81.3	74.1	83.9	70.1	82.8

【出典：岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課調べ】

③ 12歳児の一人平均むし歯経験歯数

12歳児の一人平均むし歯経験歯数は毎年減少しており、全国値よりも少ない状況です。圏域別で見ても、全ての圏域において概ね減少傾向にありますが、平成28年度の市郡別12歳児の一人平均むし歯経験歯数では、最少0.14歯、最大0.95歯と約7倍の較差が認められます。

表 3-6-1-4 12歳児の一人平均むし歯経験歯数の経年推移

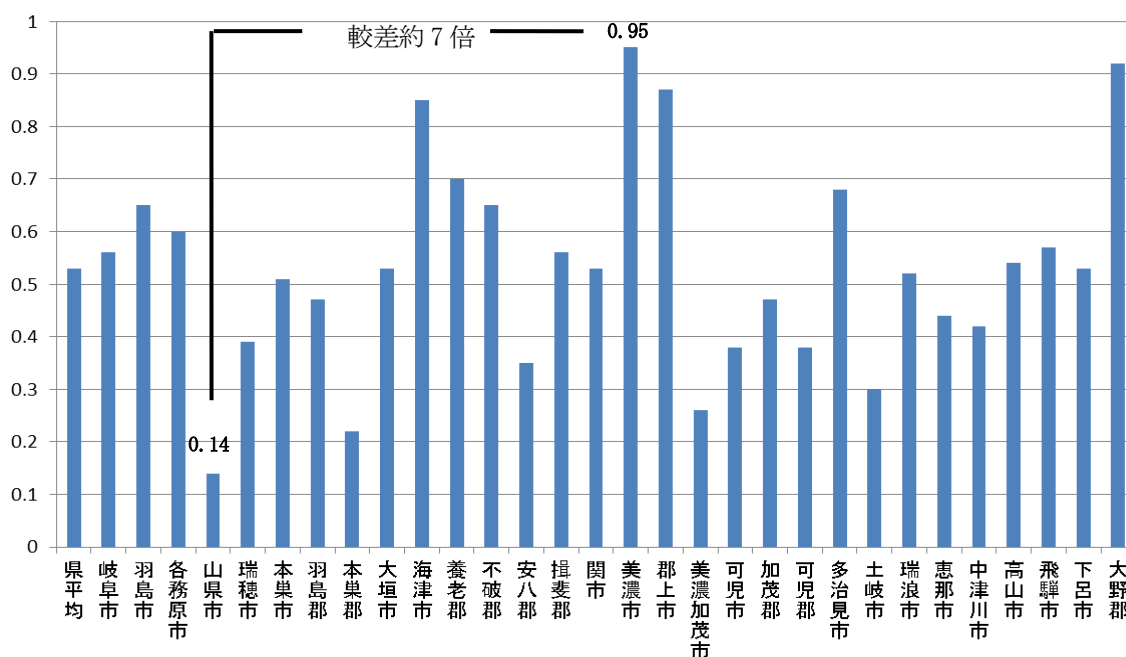
（単位：歯）

	平成12年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
岐阜	/				0.61	0.51	0.44
西濃					0.75	0.62	0.61
中濃					0.61	0.61	0.55
東濃					0.47	0.50	0.47
飛騨					0.71	0.64	0.64
県	2.6	0.9	0.9	0.6	0.61	0.58	0.53
全国	2.63	1.20	1.10	1.05	1.00	0.90	0.84

【出典：学校保健統計健康状態調査（岐阜県教育委員会）】

図 3-6-1-1 市郡別12歳児の一人平均むし歯経験歯数の比較（平成28年度）

（単位：歯）



【出典：平成28年度学校保健統計健康状態調査（岐阜県教育委員会）】



④ 12 歳児・15 歳児で歯肉に炎症所見を有する児童・生徒

歯肉に炎症所見のある児童・生徒は、12 歳児、15 歳児ともに概ね横ばいで推移しています。平成 28 年度では、12 歳児で前回調査年度の結果を下回りましたが、15 歳児では増加が顕著となっています。

表 3-6-1-5 12 歳児、15 歳児の歯肉に炎症所見のある児童・生徒の推移

(単位:%)

	年齢	平成 12 年度	平成 16 年度	平成 19 年度	平成 22 年度	平成 28 年度
岐阜県	12 歳児	27.4	24.7	25.1	25.4	23.3
	15 歳児	23.7	24.0	22.9	22.9	25.6

【出典：歯・口の実態調査（岐阜県教育委員会）】

(2) 成人期の歯科口腔の状況

① 進行した歯周病（4mm以上のポケット）を有する人

30 歳以上で進行した歯周病を有する人は毎年増加しており、また年齢が上がるにつれて、その割合が増加している状況です。

表 3-6-1-6 30 歳、40 歳、50 歳で進行した歯周病（4mm以上のポケット）を有する人の割合の推移

(単位:%)

	年齢階級	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 21 年度	平成 23 年度	平成 28 年度
岐阜県	30 歳	26.5	29.2	30.8	35.6	49.9
	40 歳	42.3	41.5	41.4	45.0	63.9
	50 歳	56.6	53.4	55.8	57.0	70.1
全 国	30 歳	21.3*	21.2	—	17.8	32.4
	40 歳	31.5*	26.3	—	24.3	42.6
	50 歳	43.4*	42.3	—	33.0	49.5

【出典 県：岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課調べ】

【出典 国：歯科疾患実態調査（厚生労働省）\*平成 11 年実施調査結果による数値】

② 40 歳、50 歳で歯間部清掃用具を使用する人の推移

歯と歯の間の汚れを清掃し、歯間部のむし歯や歯周病を予防する目的で「歯間部清掃用具」を使用する人は増加しています。平成 23 年度における歯間部清掃用具を使用する人の割合は、40 歳、50 歳ともに 5 割を超え、その後も増加が続いています。

表 3-6-1-7 40 歳、50 歳で歯間部清掃用具を使用する人

(単位:%)

	年齢階級	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 21 年度	平成 23 年度	平成 28 年度
岐阜県	40 歳	43.6	45.5	46.5	50.6	57.2
	50 歳	34.5	43.4	51.7	53.8	61.1
全 国	40 歳	—	—	—	—	43.7
	50 歳	—	—	—	—	44.4

【出典 県：岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課調べ】

国：歯科疾患実態調査（厚生労働省） \*平成 28 年以前は未調査】

### (3) 高齢期の歯科口腔の状況及び「8020」の達成状況

60歳で24歯以上自分の歯を有する人、80歳で20歯以上自分の歯を有する人の割合は年々増加しており、本県の「8020」達成者の割合は約54%になっています。

表 3-6-1-8 60歳で24歯以上自分の歯を有する人の割合、80歳で20歯以上自分の歯を有する人の割合

(単位：%)

	年齢階級	平成12年度	平成17年度	平成21年度	平成23年度	平成28年度
岐阜県	60歳	55.0	62.6	64.4	64.0	74.0
	80歳	28.6	35.1	39.5	50.6	54.2
全国	60歳	58.3*	60.2	—	65.8	74.4
	80歳	15.3*	24.1	—	40.2	51.2

【出典 県：県成人疾患実態調査（岐阜県健康福祉部）

国：歯科疾患実態調査（厚生労働省）\*平成11年実施調査結果による数値】

### (4) 介護を必要とする高齢者、障がい児（者）の歯科健診等の状況

#### ① 介護保険施設・障害者支援施設における歯科健診の実施状況

障害者支援施設では平成28年度に約80%の施設が年に1回以上歯科健診を実施しており、年々実施している施設の割合が増加しています。一方で、介護保険施設は平成23年度調査時よりも減少し、約30%になっています。

表 3-6-1-9 年に1回以上は歯科健診を実施する介護保険施設、障害者支援施設の割合  
(単位：%)

	平成17年度	平成21年度	平成23年度	平成28年度
介護保険施設	29.0	26.5	37.2	30.3
障害者支援施設	72.5	72.9	76.7	77.1

【出典：岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課調べ】

#### ② 介護保険施設・障害者支援施設における歯科保健指導の実施状況

平成17年度から平成23年度にかけて、歯科保健指導を実施している介護保険施設の割合は約4割で、横ばいに推移しており、また、歯科保健指導を実施している障害者支援施設の割合は6割から7割へと増加していましたが、平成28年度にはいずれの施設も減少に転じています。

表 3-6-1-10 年に1回以上は歯科保健指導を実施する介護保険施設、障害者支援施設の割合  
(単位：%)

	平成17年度	平成21年度	平成23年度	平成28年度
介護保険施設	47.8	41.9	46.9	39.3
障害者支援施設	64.7	71.2	72.1	65.7

【出典：岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課調べ】

#### ③ 介護保険施設等における口腔機能向上サービス

介護保険施設、障害者支援施設のうち、協力歯科医を委嘱している施設は、特別養護老人ホームと障害者支援施設で約90%、介護老人保健施設では100%です。

介護保険施設等にて歯科健診又は歯科保健指導のサービス等に取り組む歯科診療所を有する施設の割合は、特別養護老人ホームで約 56%、介護老人保健施設では約 42%、障害者支援施設で約 91%です。

#### (5) 市町村における歯周病検診の実施状況

歯周病検診は、全ての市町村で実施されています。年代別にみると、40 歳代、50 歳代、60 歳代の実施率が最も高く、その割合は 90%以上となっています。20 歳代、30 歳代の実施率を高め、歯周病の早期発見、早期治療を促進する必要があります。

県における歯周病検診の受診率は、全国値を上回っています。圏域別では岐阜圏域の受診率が高くなっていますが、その他の圏域はすべて県平均を下回っています。

表 3-6-1-11 歯周病検診を実施している市町村における年代別の実施状況（平成 27 年度）

(単位:%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳代
歯周病検診を実施している市町村の割合	50.0	69.0	97.6	97.6	95.2	88.1	35.7

【出典：岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課調べ】

表 3-6-1-12 歯周病検診の受診率（平成 27 年度）

(単位:%)

年齢	岐阜圏域	西濃圏域	中濃圏域	東濃圏域	飛騨圏域	県	全国
40 歳	8.9	2.2	5.1	6.7	4.3	6.3	4.4
50 歳	8.9	2.5	4.9	7.2	3.8	6.3	3.9
60 歳	9.8	3.0	5.6	6.8	3.9	6.7	4.3
70 歳	13.2	2.7	6.3	4.5	4.2	7.9	5.1

【出典：岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課調べ】

#### (6) かかりつけ歯科医を決めている人の割合

30 歳から 80 歳までの成人・高齢者のうち、かかりつけ歯科医を決めている者の割合は、県全体で 89.6%となっています。その割合は、年齢が上がるにつれ、高い傾向にあります。

表 3-6-1-13 かかりつけ歯科医を決めている人の割合（平成 28 年度）

(単位:%)

	30 歳	40 歳	50 歳	60 歳	70 歳	80 歳
かかりつけ歯科医を決めている人の割合	75.8	86.5	91.3	93.1	94.8	94.6

【出典：岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課調べ】

#### (7) 定期的に歯科健診を受ける人の割合

30 歳から 80 歳までの成人・高齢者のうち、過去 1 年間に歯科健診を受けた人の割合は、県全体で 63.9%となっています。その割合は、年齢が上がるにつれて高くなる傾向にあります。

表 3-6-1-14 過去 1 年間に歯科健診を受けた人の割合（平成 28 年度）

（単位：％）

	30 歳	40 歳	50 歳	60 歳	70 歳	80 歳
過去 1 年間に歯科健診を受けた人の割合	58.0	57.8	60.6	64.8	69.9	72.2

【出典：岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課調べ】

### （8）歯科訪問診療等を実施している歯科医療機関

居宅、特別養護老人ホーム等介護保険施設または障害者支援施設を訪問し、歯科訪問診療を行う歯科医療機関数は、643 ケ所となっています。また、歯科訪問診療を行った歯科医師の指示に基づき、歯科衛生士が訪問して訪問歯科衛生指導を行う歯科医療機関は 427 ケ所となっています。

歯科訪問診療または訪問歯科衛生指導を実施した歯科診療所の数は、いずれも増加しています。

表 3-6-1-14 歯科訪問診療等に対応する歯科医療機関数

（単位：ヶ所）

	平成 24 年度	平成 28 年度
歯科訪問診療に対応する歯科医療機関数	647	643
訪問歯科衛生指導に対応する歯科医療機関数	414	427

【出典：ぎふ医療施設ポータル】

表 3-6-1-15 歯科訪問診療等を実施した歯科診療所数

（単位：ヶ所）

	平成 20 年度	平成 23 年度	平成 26 年度
訪問診療（居宅）を実施した診療所数	200	214	219
訪問診療（施設）を実施した診療所数	189	226	267
訪問歯科衛生指導を実施した診療所数	129	150	159

【出典：医療施設調査（厚生労働省：各年 10 月 1 日現在）】

## 3 必要となる医療の提供状況の分析

歯科保健医療提供体制の整備の推進に当たっては、以下の（1）、（2）の医療機能等が求められますが、県内におけるこれらの提供状況は、以下のとおりとなっています。

### （1）身近な地域における歯科保健医療サービス機能

#### ① 乳幼児期・学齢期

むし歯や歯肉炎になりやすい乳幼児期及び学齢期においては、保育所・幼稚園や小学校等、日常生活を送る場において、昼食後の歯みがきやフッ化物による洗口等のむし歯予防に向けた取組みや、噛むことによる口腔機能を維持・向上の重要性を啓発する必要があります。

むし歯のない 3 歳児の割合は県全体では全国平均を上回っていますが、二次医療圏別では飛騨圏域は全国よりも低く、12 歳児の一人平均むし歯経験歯の本数も市郡ごとに大きな差が生じています。これはフッ化物歯面塗布の実施状況などでも見られるように、圏域や小学校等における取組み状況の差が原因になっていると考えられます。

## ② 成人期

市町村では、例えば40歳・50歳・60歳・70歳の節目の時期に歯周病検診が行われていますが、この歯周病検診が行われない期間においても、定期的な歯科医療機関への受診が必要となります。

歯周病の罹患率が高まる成人期においては、定期的な歯科健診や専門的な口腔ケアが重要であることから、かかりつけ歯科医をもって、定期的な歯科健診や専門的な口腔ケアを受けられる体制の構築が求められます。

また、就労年齢にある30歳代から50歳代の歯科疾患予防対策が全国と比較しても遅れており、その対応が個人の努力に委ねられている状況です。事業所等の職域における歯科健診、歯科保健指導が有効だと考えられますが、実態が不明であることから、まずは現状の把握が必要です。

## ③ 高齢期

高齢者の口腔の機能低下が身体の衰えにつながることで指摘されており、高齢者の状態に応じた口腔ケアを担うことができるよう、地域のかかりつけ歯科医の機能強化が求められます。

現在、県では「8020」を5割以上の人が達成しており、全国平均よりも高齢者の口腔状態は良好であると考えられますが、個々の状態に応じた口腔健康管理を地域のかかりつけ歯科医が提供することで、一層の状況改善を進めていく必要があります。

また、通院が困難となった方に対する歯科訪問診療の必要性も増しています。

## ④ 介護を必要とする高齢者・障がい児（者）

介護を必要とする高齢者や障がい児（者）は、自らの口腔清掃が困難となっている場合があります。口腔内が不衛生になりやすいことから、誤嚥性肺炎<sup>123</sup>等を併発することがあります。

誤嚥性肺炎等の予防のための口腔ケアや、障がいの状態に応じた日常的な口腔ケアが実施できるよう、介護関係者に対する口腔ケアの知識やその必要性について啓発する必要があります。

また、障がい児（者）については障がいの状況や程度に応じ、歯科診療所と障がい児（者）歯科治療に対応する病院や大学病院との連携が必要になります。

## (2) 広域的な歯科保健医療サービス機能

近年、口腔ケアが誤嚥性肺炎の発症予防につながるなど、口腔と全身の関係が知られており、歯科口腔外科を標榜する病院では手術前後の口腔機能管理を行っています。

また、基礎疾患を有する高齢者が増加しており、これらの患者に対する歯科訪問診療が必要です。歯科訪問診療にあたっては、歯科医師をサポートする歯科衛生士の資質向上が求められますが、県では歯科医師と共に在宅歯科医療を担う歯科衛生士に対し、疾病や障がいの理解等基本的知識の習得及び歯科医療技術能力の向上を図っています。

<sup>123</sup> 誤嚥性肺炎：水や食べ物等が気管に入る（誤嚥）ことにより生じた肺炎

#### 4 圏域の設定

医科歯科連携、歯科口腔外科を標榜する病院等との連携を図るためには、二次医療圏を単位として医療機関等の連携を図る必要があることから、歯科保健医療に関する圏域は、二次医療圏と同一とします。

#### 5 目指すべき方向性と課題

##### (1) 目指すべき方向性

歯科保健医療の提供については、平成 37 年度（2025 年度）までに、以下の体制を構築することを目指します。

- 乳幼児期や学齢期のむし歯予防、成人期の歯周病予防、高齢期の歯の喪失防止を進め、県民の「8020」の達成を目指し、食べる喜びや噛むことへの満足など、QOL（生活の質）の向上を図ります。
- 誤嚥性肺炎等の基礎疾患を予防するため、高齢者及び障がい児（者）への口腔ケア及び口腔機能の維持向上を推進します。

##### (2) 課題

「(1) 目指すべき方向性」を実現するためには、「3 必要となる医療の提供状況の分析」を踏まえ、以下の課題があると考えられます。

圏域	番号	課 題
全圏域	①	学齢期におけるむし歯のない児童・生徒の地域間格差を解消するため、学校等での取組みを充実
	②	日常における口腔管理の重要性や、かかりつけ歯科医の必要性の啓発
	③	適切な歯科保健サービスや歯科医療が提供できるかかりつけ歯科医を持つ人の増加
	④	8020 達成者の更なる増加に向け、ライフステージに応じたむし歯予防、歯周病予防対策の推進
	⑤	介護保険施設・障害者支援施設における歯科健診や歯科保健指導の実施率を向上するため、歯科訪問診療を実施できる歯科医療機関の増加するとともに、歯科医療人材の育成を図り、歯科医師、歯科衛生士に相談できる体制づくりを推進
中濃飛驒	⑥	3 歳児におけるむし歯のない幼児の割合の向上を図るため、地域での取組みを拡充

## 6 目標の設定

### (1) 目指すべき方向性の進捗に関する目標

目指すべき方向性が達成されることによってもたらされる効果（アウトカム）を検討し、その進捗については、以下の指標により検証します。

指標の種別	指標名	圏域	計画策定時	目標	
				平成35年度	平成37年度
アウトカム指標	3歳児でむし歯のない幼児の割合	岐阜	88.6% (平成27年度)	90.6% 以上	91% 以上
		西濃	86.7% (平成27年度)	88.7% 以上	89% 以上
		中濃	84.9% (平成27年度)	86.9% 以上	87% 以上
		東濃	90.6% (平成27年度)	92.6% 以上	93% 以上
		飛騨	79.6% (平成27年度)	81.6% 以上	82% 以上
	12歳児でむし歯のない児童の割合	全圏域	73.7% (平成28年度)	90% 以上	92% 以上
	12歳児・15歳児における歯肉に炎症所見を有する児童・生徒の割合	全圏域	12歳児 23.3% (平成28年度)	20% 以下	19% 以下
			15歳児 25.6% (平成28年度)	22% 以下	21% 以下
	40歳・50歳における進行した歯周病を有する人の割合	全圏域	40歳 63.9% (平成28年度)	50% 以下	49% 以下
			50歳 70.1% (平成28年度)	60% 以下	59% 以下
60歳で24歯以上自分の歯を有する人の割合	全圏域	74.0% (平成28年度)	85% 以上	87% 以上	
80歳で20歯以上自分の歯を有する人の割合	全圏域	54.2% (平成28年度)	60% 以上	62% 以上	
60歳で噛むことに満足している人の割合	全圏域	62.1% (平成28年度)	70% 以上	72% 以上	
80歳で噛むことに満足している人の割合	全圏域	58.6% (平成28年度)	70% 以上	72% 以上	

(2) 課題に対する取組みの進捗に関する数値目標

課題に対する取組みの進捗については、以下の指標により検証します。

課題	圏域	指標の種別	指標名	計画策定時	目標	
					平成35年度	平成37年度
①	全圏域	ストラクチャー指標	昼食後の歯口清掃を実施する小中学校の割合	85.9% (平成28年度)	90% 以上	92% 以上
② ③	全圏域	プロセス指標	かかりつけ歯科医を決めている人の割合（成人期：20～64歳）	87.0% (平成28年度)	95% 以上	96% 以上
			かかりつけ歯科医を決めている人の割合（高齢期：65歳以上）	94.7% (平成28年度)	95% 以上	96% 以上
③ ④	全圏域	プロセス指標	60歳で定期的に歯科健診を受ける人の割合	64.8% (平成28年度)	70% 以上	71% 以上
			70歳で定期的に歯科健診を受ける人の割合	69.9% (平成28年度)	75% 以上	76% 以上
⑤	全圏域	ストラクチャー指標	歯科訪問診療に対応する歯科医療機関数	643ヶ所 (平成28年度)	660ヶ所 以上	663ヶ所 以上
			訪問歯科衛生指導に対応する歯科医療機関数	427ヶ所 (平成28年度)	440ヶ所 以上	443ヶ所 以上
⑥	飛騨	ストラクチャー指標	3歳以前（2歳代）で歯科健診を実施する市町村の割合	50.0% (平成27年度)	75% 以上	100%
	中濃 飛騨	ストラクチャー指標	3歳以前（2歳代）でフッ化物歯面塗布を実施する市町村の割合	58.8% (平成27年度)	70% 以上	76% 以上



## 7 今後の施策

課題を解決し、「目指すべき方向性」を実現するため、以下の施策に取り組めます。

- 学齢期の歯科疾患予防について、学校歯科医と学校、保護者、関係団体等が連携して効果的な歯科保健活動が実施できるよう、学校の現状に応じた指導や助言、教育教材に関する情報提供を行い、学校歯科医による歯科保健指導と口腔保健教育の充実が図られるよう、支援を行います。(課題①)
- 学齢期における口腔機能の維持・向上を図るため、発達の程度に応じた正しい歯口清掃や悪習癖と不正咬合の関係性等、乳幼児期における歯科保健指導等の必要性等について、市町村職員研修や会議の場など、機会を捉えた啓発を行います。(課題①)
- むし歯や歯周病の効果的な予防方法を啓発し、その取組みを推進するため、むし歯や歯周病の予防に関する情報を広く県民に発信するとともに、フッ化物洗口<sup>124</sup>、フッ化物配合歯磨剤の利用等、フッ化物応用の有効性や安全性の理解に向けた普及啓発を行います。歯肉炎予防については、かかりつけ歯科医による歯面清掃等の専門的な口腔ケアを受けることの普及啓発を行います。(課題①、②)
- 周術期における口腔機能管理の促進を図るため、手術前を含めた日常の口腔管理の重要性及び周術期の口腔ケアの必要性について啓発します。(課題②)
- 定期的な歯科健診を促進するため、セルフチェックによる自主的な歯科受診、市町村が実施する歯周病検診の積極的な受診勧奨を進めるとともに、噛むことに満足している高齢者の割合を増加させるため、後期高齢者を対象に実施する「ぎふ・さわやか口腔健診」の積極的な受診勧奨を進めます。(課題②、④)
- 生涯にわたり、自分の歯で何でも食べられるよう、定期的に歯科を受診し、咀嚼機能や歯周病のチェックを受ける等、かかりつけ歯科医を持つことを推進します。(課題②、③)
- 成人期・高齢期の歯周病予防のため、県民自らが日常生活における歯科保健行動の習慣づけが確立できるよう、関係団体等と連携して普及啓発に努めます。(課題②、③、④)
- 介護を必要とする高齢者、障がい児(者)及び在宅療養者に対する歯科保健サービス及び在宅歯科医療を推進するため、歯科訪問診療や訪問歯科衛生指導ができる歯科医師、歯科衛生士の資質向上を図るための研修会の開催や、在宅歯科医療等を実践指導できる歯科医師の養成など、訪問による歯科医療等を担う人材の育成に努めます。(課題⑤)
- 障がい児(者)の歯科診療体制の整備に向け、障がい児(者)への歯科治療の現状を把握し、県歯科医師会等関係団体の協力を得ながら、歯科診療所、病院、大学病院の連携強化を推進します。(課題⑤)

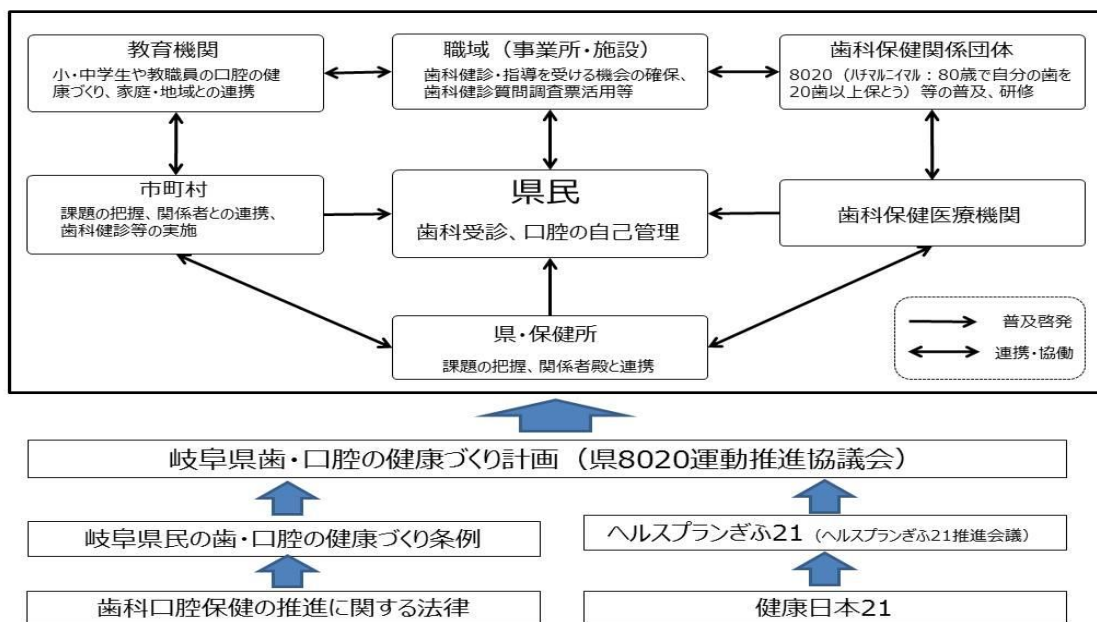
---

<sup>124</sup> フッ化物洗口：フッ化ナトリウムの水溶液で「ブクブクうがい」をするむし歯予防の方法。

- 口腔ケアを提供できる人材を育成するため、口腔機能の向上を目的とした研修会の開催や、歯科訪問診療や訪問歯科衛生指導に必要な知識と技術を習得するための研修会を開催します。(課題⑤)
- 医師や訪問看護師、介護支援専門員などの多職種と連携した口腔ケアを実施するため、口腔ケアの必要性や口腔内の観察・評価方法を学ぶ研修会を開催する等、口腔ケアに関する正しい知識と技術の普及を図ります。(課題⑤)
- 乳幼児期におけるむし歯予防を推進するため、市町村で実施する妊産婦健診の場において、乳幼児に対するむし歯予防や口腔管理の重要性を啓発する等、他の健診を活用した効果的な啓発の促進を図ります。(課題⑥)

## 8 医療提供体制の体系図

県民に対する8020運動を推進するため、保健・医療・福祉・教育関係機関・団体等が連携・協働し、歯科保健医療対策の普及啓発等、各種事業を実施、推進します。



## 9 医療機関一覧表

障がい者の歯科診療に対応可能な病院歯科数（平成 29 年 9 月現在）

圏域	病院名	所在地
岐阜	公益社団法人 岐阜病院	岐阜市日野東 3 丁目 13 番 6 号
	岐阜県総合医療センター	岐阜市野一色 4-6-1
	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7-1
	独立行政法人国立病院機構 長良医療センター	岐阜市長良 1300-7
	医療法人社団誠広会 岐阜中央病院	岐阜市川部 3-25
	国立大学法人岐阜大学医学部附属病院	岐阜市柳戸 1-1
	公立学校共済組合 東海中央病院	各務原市蘇原東島町 4-6-2
	朝日大学歯学部附属病院	瑞穂市穂積 1851-1
西濃	大垣市民病院	大垣市南頬町 4-86
	医療法人徳洲会 大垣徳洲会病院	大垣市林町 6-85-1
	岐阜県厚生農業協同組合連合会 揖斐厚生病院	揖斐郡揖斐川町三輪 2547-4
	岐阜県厚生農業協同組合連合会 西美濃厚生病院	養老郡養老町押越 986
東濃	社会医療法人聖泉会 聖十字病院	土岐市泉町久尻 2431-160
	土岐市立総合病院	土岐市土岐津町土岐口 703-24
	総合病院中津川市民病院	中津川市駒場 1522-1
飛騨	高山赤十字病院	高山市天満町 3-11
	下呂市立金山病院	下呂市金山町金山 973-6
	岐阜県立下呂温泉病院	下呂市森 2211

障がい児（者）歯科ネットワーク協力歯科診療所<sup>125</sup>（平成 29 年 4 月現在）

圏域	歯科診療所名	所在地
岐阜	各務歯科医院	岐阜市宇佐南 1-2-5
	川畑・平井歯科クリニック	岐阜市柳津町東塚 3-52-1
	中島歯科医院	岐阜市日野東 8-1-7
	西村歯科医院	岐阜市黒野 467-3
	本荘歯科医院	岐阜市鹿島町 4-11-4
	小林歯科医院	各務原市鵜沼東町 6-115
	あさひ歯科クリニック	各務原市鵜沼朝日町 4-233
	第一河合歯科医院	羽島市竹鼻町上城町 2613
	みのる歯科	羽島市福寿町浅平 3-52
	高田歯科医院	羽島市竹鼻町 357-1
	丸栄歯科	羽島市竹鼻町狐穴 3362
	はま歯科医院	羽島市正木町大浦 79-2
	おくだ歯科クリニック	山県市高富町 2121-1
	つちだ歯科医院	山県市岩佐 88-1
	スナミ歯科医院	瑞穂市十七条荒川
	きたはら歯科クリニック	羽島郡岐南町野中 5-31
	うえむら歯科	羽島郡笠松町長池 1230-1
西濃	萩野歯科医院	大垣市宮町 1-38
	菅原歯科クリニック	不破郡垂井町 2446-6
	久保田歯科	揖斐郡揖斐川町三輪 768-1
	山下歯科診療所	揖斐郡揖斐川町谷汲名札 246-7
	しまむら歯科クリニック	揖斐郡池田町青柳 5-10
中濃	かもの歯科医院	美濃加茂市加茂野町加茂野 102
	かとうこども歯科クリニック	可児市今渡 1619-321
	加藤歯科医院	加茂郡川辺町西柄井 1737-1
東濃	ときわ歯科医院	多治見市常磐町 3
	ややもり歯科医院	多治見市大平町 2-21
	中村歯科	土岐市泉町久尻 39-3
	櫻井歯科診療所	土岐市肥田浅野笠神町 2-26
	藤本歯科医院	瑞浪市北小田町 2-202
	ホワイト歯科・矯正歯科	瑞浪市穂並 3-67
飛騨	おおのま歯科クリニック	高山市桐生 2-178-2

<sup>125</sup> 障がい児（者）歯科ネットワーク協力歯科診療所：障がい児（者）に関する研修会や実技講習会で研鑽した岐阜県歯科医師会の会員が、地域の障がい児（者）の歯科診療に対応・協力できるようにしたネットワーク

## 第2節 公的医療機関及び社会医療法人の役割

### 1 現状の把握

公的医療機関及び社会医療法人（以下「公的医療機関等」という。）の現状は以下のとおりです。

#### （1）公的医療機関等の有する病床

岐阜県における公的医療機関等は、平成29年10月1日現在、37病院であり、全病院101病院の既存病床の半数以上を公的医療機関等が有しています。

表3-6-2-1 県内の病院数及び病床数（平成29年10月1日現在）

	公的医療機関等①	全病院合計②	①/②
病院数 (単位：件)	37	101	36.6%
病床数 (単位：床)	11,266	20,456	55.0%

【出典：岐阜県健康福祉部医療整備課調べ】

#### （2）公的医療機関等の果たす役割

公的医療機関等は、特定機能病院、救急告示医療機関、災害拠点病院、救命救急センター、へき地医療拠点病院など、政策医療や地域に貢献できる病院として機能することが求められています。

特に、災害拠点病院や救命救急センターはより広域的な対応が求められ、災害時においては、患者の受入れ及び搬送を行う広域搬送への対応、重篤救急患者への高度診療、医療救護チームの派遣等、その使命を果たす必要があります。

公的医療機関等一覧 (平成 29 年 10 月 1 日時点)

圏域	施設名称	救命救急センター ※1	救急告示医療機関	災害拠点病院 ※2	へき地医療拠点病院	周産期医療センター ※3	小児救急医療拠点病院	地域医療支援病院
岐阜	独立行政法人国立病院機構 長良医療センター		○			○		○
	岐阜赤十字病院		○	○				○
	岐阜県総合医療センター	○	○	◎	○	◎	○	○
	岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター							
	岐阜市民病院		○	○		△		○
	国立大学法人岐阜大学医学部附属病院	◎	○	◎		△		
	羽島市民病院		○					
	自衛隊岐阜病院							
	岐阜県厚生農業協同組合連合会 岐北厚生病院		○					
	松波総合病院 *		○	○				○
	公立学校共済組合東海中央病院		○					○
西濃	大垣市民病院	○	○	○		○	○	○
	岐阜県厚生農業協同組合連合会 西美濃厚生病院		○					
	養南病院 *							
	岐阜県厚生農業協同組合連合会 揖斐厚生病院		○		○			
中濃	岐阜県厚生農業協同組合連合会 中濃厚生病院	○	○	○	○			
	美濃市立美濃病院		○					
	郡上市民病院		○		○			
	県北西部地域医療センター国保白鳥病院		○					
	社会医療法人白鳳会 鷺見病院 *		○					
	木沢記念病院 *		○	○				○
	独立行政法人地域医療機能推進機構 可児とうのう病院		○					
東濃	岐阜県立多治見病院	○	○	○		○	○	○
	社会医療法人厚生会 多治見市民病院 *		○					
	岐阜県厚生農業協同組合連合会 東濃厚生病院		○					
	土岐市立総合病院		○					
	社会医療法人聖泉会 聖十字病院 *							
	国民健康保険坂下病院		○					

	総合病院中津川市民病院		○	○				
	市立恵那病院		○		○			
	国民健康保険上矢作病院		○		○			
飛 騮	高山赤十字病院	○	○	○	○	○	○	○
	岐阜県厚生農業協同組合連合会 高山厚生病院							
	岐阜県厚生農業協同組合連合会 久美愛厚生病院		○	○	○			
	国民健康保険飛騨市民病院		○					
	岐阜県立下呂温泉病院		○		○			
	下呂市立金山病院		○		○			

\* 社会医療法人

※1 ◎高度救命救急センター

※2 ◎基幹災害医療センター ○地域災害医療センター

※3 ◎総合周産期母子医療センター ○地域周産期母子医療センター △周産期医療支援病院

「公的医療機関等」とは、公的病院等（国立病院・療養所、日本赤十字病院、自治体病院、国立大学病院、厚生農業協同組合連合会）と社会医療法人（救急医療やへき地医療、周産期医療など特に地域で必要な医療の提供を担う医療法人）が運営する病院。

### 第3節 薬局の役割

#### 1 第6期計画の評価

(第6期計画における基本的な計画事項)

- 質の高い医薬分業を推進します。
- かかりつけ薬局の県民への普及、定着を図ります。
- 患者の薬物治療に関する情報を病院薬局とかかりつけ薬局の間で引き継ぐ「薬薬連携」を促進します。
- 薬局が「医療提供施設」として位置付けられたことから、地域における医療連携体制の中で、医薬品の供給拠点の役割をこれまで以上に担っていきます。
- 薬局における安全管理体制の充実を図ります。
- 在宅医療への薬局の参加を促進します。

#### (1) 目標の達成状況

質の高い医薬分業を推進するため、平成26年3月に岐阜県医薬分業計画を策定するとともに、毎年、岐阜県医薬分業推進協議会を開催し、医薬分業の進捗状況や課題等について協議・検討しており、平成28年度の医薬分業率は、67.3%(全国平均71.7%)となっています。

一方、医薬分業の現状に関して、患者の服薬情報の一元的な把握等の機能が必ずしも発揮できていない、患者の負担に見合うサービスの向上、分業の効果を実感できていないなどの問題点が指摘されていることを踏まえ、国は平成27年10月に患者本位の医薬分業の実現に向けて、かかりつけ薬剤師・薬局の今後の姿を明らかにするとともに、中長期的視野に立って、現在の薬局をかかりつけ薬局に再編する道筋となる「患者のための薬局ビジョン」(以下「薬局ビジョン」という。)を策定しました。

こうしたことから、今後は患者本位の医薬分業の実現に向け、薬局ビジョンが示す「かかりつけ薬剤師・薬局が持つべき機能」や「患者のニーズに応じて充実・強化すべき機能」を有する薬局へ再編していくための取組みが必要となります。

平成26年度から県薬剤師会と連携し、かかりつけ薬剤師・薬局として地域の身近な健康相談拠点となる「ぎふ健康づくり支援薬局」の設置に取り組んだところ、当該薬局の登録数は、平成28年12月末現在で415薬局(県内の保険薬局の約41.5%)となっており、かかりつけ薬剤師・薬局は普及・定着しつつあります。

なお、平成28年10月から医薬品医療機器等法において、かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能に加え、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局を健康サポート薬局と位置付け、表示・公表する制度が始まったことから、「ぎふ健康づくり支援薬局」の発展形としてその普及、定着に取り組んでいくことが必要となります。

また、入退院時の前後において患者に対してより安心して継続した薬物療法を提供するため、県薬剤師会では「薬薬連携」を進めており、岐阜地区及び下呂地区で、地域病院と薬局で構成する「薬薬連携連絡会」を開催し、病院と薬局間での患者の薬物療法に関する情報共有を図っています。

さらに、薬局が地域における医療連携体制の中で、医薬品の供給拠点としての役割を果たすため、在庫情報の共有を図るなどの取組みを行うとともに、一部地域においては、休日に処方せんを応需するため、協議の上、輪番制により対応するなど、体制の充実に向けた動きが見られます。



その他、県薬剤師会は薬局に対し公益財団法人日本医療機能評価機構が実施している「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業」への参加を促し、その報告書などの調剤過誤事例を情報共有することにより、薬局における安全管理体制の充実を図っています。

これらに加え、県薬剤師会と協力し在宅医療への薬局の参加を促進するため、訪問薬剤指導の際に有用となるバイタルサイン（血圧、脈拍などの生命兆候）の取得や無菌調剤技術等の修得を目的とした研修会を実施するとともに、在宅での薬物治療に必要な無菌調剤設備の整備を行う薬局に対して必要な経費を助成するなどの取組みを行い、在宅医療を支える体制の整備を進めています。

その結果、在宅患者調剤加算届出薬局数は平成26年8月から平成29年9月の間に2倍以上増えており、在宅への取組みの着実な推進が見られます。

**（目標数値の達成状況）**

指標名	計画策定時	目標	現在値	評価
医薬分業率	57.5% (平成22年度)	70.0% (平成29年度)	67.3% (平成28年度)	A

**（指標の状況）**

指標名	計画策定時	現在
在宅患者調剤加算届出薬局数	88 薬局 (平成26年8月)	190 薬局 (平成29年9月)

**2 現状の把握**

薬局の役割に関する現状は、以下のとおりとなっています。

**（1）医薬分業**

医師と薬剤師がそれぞれの専門分野で業務を分担し、国民医療の質的向上を図るため、医薬分業を推進していますが、県内における医薬分業率は、県全体として全国平均を下回っています。圏域別に見てみると、岐阜及び西濃圏域が全国平均以下であり、特に西濃圏域において医薬分業率が低い状況です。

**表 3-6-3-1 圏域別の医薬分業状況**

(単位：%)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
岐阜	56.3	60.7	61.1	62.2	63.9
西濃	37.5	39.1	41.1	43.4	46.0
中濃	66.5	68.4	69.6	69.8	71.1
東濃	73.8	75.9	77.1	77.9	78.7
飛騨	67.2	68.9	70.6	71.5	72.3
県	59.6	61.1	62.6	64.4	65.9
全国	65.1	66.1	67.0	68.7	70.0

【出典：国民健康保険状況（岐阜県）】

## (2) かかりつけ薬剤師・薬局

かかりつけ薬剤師・薬局の定着に向け、平成 26 年度から県薬剤師会では所定の研修会を受講した県民からの健康に関する相談対応や助言を行う薬剤師を「健康サポート薬剤師」と認定するとともに、その薬剤師が常駐する薬局を「ぎふ健康づくり支援薬局」と位置付け、地域住民のセルフメディケーションをサポートする活動を行っています。

県全体で保険薬局の 41.5%（目標 50%）が当該薬局と位置付けられていますが、今後は特に中濃及び東濃地域での整備推進が課題です。

また、平成 28 年 10 月から医薬品医療機器等法において、かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を有し、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局として健康サポート薬局届出制度が始まりました。

この制度においては日常生活域（具体的には中学校区）を単位として整備されることを

想定していますが、平成 29 年 5 月末現在、県内では 6 薬局にとどまっています。

その他、県薬剤師会では介護予防・在宅医療を推進するための「健康介護まちかど相談薬局」や健康食品・健康食材等に関する相談に応じる「薬食同源情報サロン」の整備を進めており、それぞれ全県では保険薬局の 8.6%、9.9%となっています。

表 3-6-3-2 圏域別のぎふ健康づくり支援薬局等の整備状況

（単位：ヶ所）

	保険 薬局数	ぎふ健康づくり支援薬局 (県独自)	健康サポート 薬剤師受講者 (県独自)	健康サポー ト薬局 (国制度)	まちかど 相談薬局 (県独自)	薬食同源 情報サロン (県独自)
	平成 28 年 12 月	平成 28 年 12 月	平成 28 年 12 月	平成 29 年 5 月	平成 28 年 10 月	平成 28 年 12 月
岐阜	449	181 (40.3%)	227 人	4	50	48
西濃	139	64 (46.0%)	70 人	-	14	14
中濃	165	58 (35.2%)	66 人	1	7	10
東濃	165	60 (36.4%)	65 人	-	6	13
飛騨	82	52 (63.4%)	65 人	1	9	14
県計	1,000	415 (41.5%)	493 人	6	86	99

【出典：保険薬局指定一覧（東海北陸厚生局）、ぎふ健康づくり支援薬局一覧等（県薬剤師会）】

## (3) 在宅医療への参加

薬局が在宅医療における役割を担うために必要な訪問薬剤管理指導の届出を行っている薬局（以下「届出薬局」という。）については、平成 25 年 3 月時点では、保険薬局の約 90.9%でしたが、平成 28 年 3 月時点では保険薬局の約 93%を占めており、参加要件の整備という点では着実に増加しています。

ただし、県薬剤師会のアンケート調査結果（735 薬局が回答）では、在宅訪問指導に常時対応可能と回答した薬局は 246 薬局（訪問薬剤管理指導届出薬局の約 26.6%）であり、在宅患者調剤加算を届出している薬局も保険薬局の 11.1%にとどまるなど常態としては在宅医療に従事していない薬局が多く存在しています。

また、県薬剤師会が実施した薬局薬剤師の在宅医療参加状況実態調査（380 薬局が回答）によると、在宅訪問患者がいる薬局は 53.9%、これまでに地域ケア会議へ

の参加した薬局は38.7%と在宅医療への参加が遅れている状況です。

訪問指導を積極的に展開している薬局はどの圏域においても限られており、訪問指導を行う範囲を近隣地域に限定している薬局も多いなど、さらなる提供体制の充実が必要な状況です。

表 3-6-3-3 圏域別の在宅対応可能薬局数

(単位：件)

	薬局数	保険薬局		訪問薬剤管理指導届出薬局		在宅患者調剤加算薬局	
	平成28年3月	平成25年3月	平成28年3月	平成25年3月	平成28年3月	平成25年10月	平成28年3月
岐阜	465	439	449	393	415	36	73
西濃	140	126	136	114	126	2	7
中濃	168	158	165	140	149	9	20
東濃	171	168	166	160	161	4	7
飛騨	83	85	80	80	75	1	4
県	1,027	976	996	887	926	52	111

【出典：岐阜県衛生年報、保険薬局指定一覧・届出医療機関名簿（東海北陸厚生局）】

表 3-6-3-4 訪問指導の対応状況

(単位：件)

圏域	訪問指導の応需		訪問指導に対応できる時間			訪問可能な範囲		退院時ケアレス	
	可	必要に 応じ	24時間 対応	応相談	開局 時間内	特に制 限なし	薬局の 近隣	可	不可
岐阜	114	40	4	126	24	41	113	140	14
西濃	24	6	2	19	9	9	21	25	5
中濃	47	15	3	41	18	21	41	42	20
東濃	41	33	17	40	17	8	66	50	24
飛騨	20	16	—	30	6	11	25	26	10
県	246	110	26	256	74	90	266	283	73

【出典：県薬剤師会アンケート結果（平成29年3月）】

表 3-6-3-5 薬局薬剤師の在宅医療参加状況実態調査

(単位：件)

	在宅訪問の実績 (平成26年度～平成28年度に 「在宅患者訪問薬剤管理指導料」を算定)			在宅訪問対象 患者がいる	地域ケア会議 に出席したこ とがある
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年10月	平成29年10月
全圏域	113	142	164	205	147
	29.7%	37.4%	43.2%	53.9%	38.7%

【出典：県薬剤師会アンケート結果（平成29年10月）】

### 3 必要となる薬局の医療機能の提供状況の分析

薬局ビジョンにおいて、薬剤師・薬局が地域包括ケアシステムを提供する一員としての役割を果たし、患者ごとに最適な薬学的管理・指導を行うとともに地域住民に対する健康サポート機能を発揮することが求められていますが、県内における薬局機能の提供状況は、以下のとおりとなっています。

#### (1) 医薬分業の推進

県内における医薬分業率は、県全体として全国平均を下回っているものの、第6期計画の目標である70%に着実に近づいています。

なお、地域によっては医薬分業が進んでいないケースもあることから、国が示す薬局ビジョンを踏まえ、かかりつけ薬剤師・薬局のメリットについて、医療機関及び県民の理解を深める取り組みを実施するなど地域の実情に応じた患者本位の医薬分業を推進していきます。

#### (2) かかりつけ薬剤師・薬局

県薬剤師会が取り組む「ぎふ健康づくり支援薬局」は、県民からの健康に関する相談に応じ、必要な対応や助言を行うとともに、受診の勧奨や関係機関の紹介を行うなどの健康サポート機能を有し、地域住民のセルフメディケーションをサポートする活動を行っています。

また、同じく「健康介護まちかど相談薬局」は、一般県民からの介護保険や在宅医療に関する相談に応じる活動を、「薬食同源情報サロン」は健康食品や健康食材に関する相談に応じ、各種健康情報を発信する活動を行っています。

そのような中、国において新たに制度化された「健康サポート薬局」は、24時間対応、在宅患者への薬学的管理の実績、かかりつけ医を始めとした医療機関等との連携強化に加え、健康サポートの実施に際して地域における連携体制、常駐する薬剤師の資質などに関する厳しい基準に適合することが求められ、かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能に加え、県民による主体的な健康づくりを積極的に支援することが期待されます。

そのため、これまで取り組んできた「ぎふ健康づくり支援薬局」による健康サポート事業の継続的な実施とともに、「健康介護まちかど相談薬局」、「薬食同源情報サロン」の推進にも一体的に取り組み、「ぎふ健康づくり支援薬局」から「健康サポート薬局」へ発展的に移行していくことが必要となります。

#### (3) 在宅医療への対応

県薬剤師会が実施した薬剤師の在宅医療への参加状況等に関する調査によると、薬剤師による在宅訪問実施が困難な理由として、「薬剤師の人員が足りない」、「患者のニーズがない、わからない」、「訪問手順等が分からない」、「技術が足りない」との意見が多くを占めていたことから、薬局薬剤師による在宅医療への参加を更に拡大し、地域包括ケアシステムの構築を進展するために、薬剤師による在宅訪問指導に必要な技術（無菌調剤、バイタルサインの取得等）とスキル（在宅の薬学的管理手順、在宅患者及び家族とのコミュニケーション手法等）の習得支援に加え、地域の医療機関、医療関係者、介護関係機関、介護関係者等との連携体制の構築が必要となります。

また、在宅医療を推進していく上で、かかりつけ薬剤師による残薬管理を含む適切な薬学的管理への取組みが期待されていることから、県薬剤師会と連携して服薬

状況の改善や重複投与の解消を図る効果だけでなく薬剤師の在宅医療参加や多職種連携のきっかけともなる残薬バッグの普及を推進していきます。

#### 4 目指すべき方向性と課題

##### (1) 目指すべき方向性

薬局が担う役割として、平成 37 年度（2025 年度）までに、以下の体制を構築することを目指します。

- かかりつけ薬剤師・薬局として、患者ごとに最適な薬学的管理・指導を行うとともに、在宅医療への参加を促進するため地域の医療関係機関等との連携強化を図ります。
- 薬剤師・薬局の地域住民による主体的な健康の維持・増進（セルフメディケーション）を支援する「健康サポート機能」と、医療・介護の相談を受け適切な受診勧奨等を行う「ファーストアクセス機能」を整備強化します。
- かかりつけ薬剤師・薬局のメリットについて、医療機関及び県民の理解を深める取り組みを実施するなど地域の実情に応じた医薬分業を推進していきます。

##### (2) 課題

「(1) 目指すべき方向性」を実現するためには、「3 必要となる薬局の医療機能の提供状況の分析」を踏まえ、以下の課題があると考えられます。

圏域	番号	課 題
全圏域	①	在宅医療に参加するために必要となる薬剤師の人員確保
	②	薬剤師の在宅業務への参加に対する地域住民、医療機関・従事者、介護関係機関・従事者等の理解の促進
	③	健康サポート業務を実施できる薬剤師の確保
	④	適切な受診勧奨の実施に必要な地域の医療機関との連携
	⑤	最も身近な医療提供施設である薬局のファーストアクセス機能の地域住民への周知の促進
	⑥	かかりつけ薬剤師・薬局のメリットとその必要性に関する周知の促進

## 5 目標の設定

### (1) 目指すべき方向性の進捗に関する目標

目指すべき方向性が達成されることによってもたらされる効果（アウトカム）を検討し、その進捗については、以下の指標により検証します。

指標の種別	指標名	圏域	計画策定時	目標	
				平成 35 年度	平成 37 年度
アウトカム指標	健康サポート薬局数	岐阜	4 薬局 (平成 29 年 5 月)	30 薬局 以上	48 薬局 以上
		西濃	—	13 薬局 以上	30 薬局 以上
		中濃	1 薬局 (平成 29 年 5 月)	25 薬局 以上	40 薬局 以上
		東濃	—	24 薬局 以上	39 薬局 以上
		飛騨	1 薬局 (平成 29 年 5 月)	15 薬局 以上	23 薬局 以上

### (2) 課題に対する取組みの進捗に関する数値目標

課題に対する取組みの進捗については、以下の指標により検証します。

課題	圏域	指標の種別	指標名	計画策定時	目標	
					平成 35 年度	平成 37 年度
①	岐阜	プロセス指標	ぎふ健康づくり支援薬局数	181 薬局 (平成 28 年 12 月)	保険薬局の 50%以上	
	西濃			64 薬局 (平成 28 年 12 月)		
	中濃			58 薬局 (平成 28 年 12 月)		
	東濃			60 薬局 (平成 28 年 12 月)		
	飛騨			52 薬局 (平成 28 年 12 月)		
②	岐阜	プロセス指標	在宅医療に係る研修の参加者数(在宅医療支援薬剤師)	66 人 (平成 29 年 3 月)	186 人 以上	193 人 以上
	西濃			15 人 (平成 29 年 3 月)	90 人 以上	120 人 以上
	中濃			17 人 (平成 29 年 3 月)	122 人 以上	160 人 以上
	東濃			8 人 (平成 29 年 3 月)	113 人 以上	157 人 以上
	飛騨			10 人 (平成 29 年 3 月)	75 人 以上	93 人 以上

## 6 今後の施策

課題を解決し、「目指すべき方向性」を実現するため、以下の施策に取り組みます。

- 在宅医療に対応する薬局を増やすため、在宅医療に必要な技術習得や参加のきっかけ作りとなる研修会を実施します。(課題①)
- 県薬剤師会と連携して、服薬状況の改善や重複投与の解消を図る効果だけでなく、薬剤師の在宅医療参加や多職種連携のきっかけともなる残薬バッグの普及を推進します。(課題①、②)
- 薬剤師の在宅医療への参加について理解を深めるため、健康イベントなどの機会を捉えて、医療関係者、介護関係者、地域住民等に対し広く周知するとともに、患者の薬物治療に関する情報を病院薬局とかかりつけ薬局の間で引き継ぐ「薬薬連携」を促進します。(課題②)
- 地域住民のセルフメディケーションを推進するため、県薬剤師会と連携し、健康サポート業務を実施できる薬剤師を育成します。(課題③)
- 薬局での健康相談を早期発見・早期治療に繋げていくため、ぎふ健康づくり支援薬局を中心として、適切な受診勧奨が行えるよう多職種との連携強化を図ります。(課題④)
- 地域住民の身近な健康相談窓口として薬局が機能するため、健康サポート事業の継続実施によりファーストアクセスへの取組みを強化します。(課題⑤)
- 患者本位の医薬分業を推進するため、県薬剤師会等と協力のうえ薬剤師の職能 PR やかかりつけ薬剤師・薬局の必要性を県民に周知します。(課題⑥)

## 第4節 病床機能の情報提供の推進

### 1 現状

#### (1) 病床機能報告制度

病床機能報告制度は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）により改正された法により平成26年度から開始された制度であり、医療資源の効果的かつ効率的な活用を図る観点から、一般病床及び療養病床を有する病院及び診療所がその有する病床において担っている医療機能の現状と今後の方向性を選択し、病棟単位で、都道府県に報告する制度です。

報告された情報を公表し、地域医療構想とともに示すことにより、地域の医療機関や住民等が地域の医療提供体制の現状と将来の姿について共通認識を持つことができます。また、医療機関の自主的な取組み及び医療機関相互の協議によって、医療機能の分化・連携を進められるようになります。

#### 1) 病床機能報告制度における報告項目

病床機能報告制度においては、毎年7月1日時点、基準日から6年が経過した日及び2025年7月1日時点の病床機能の予定、具体的な医療の内容、構造設備・人員配置等に関する項目等が報告事項となっています。

表 3-6-4-1 病床機能報告制度における報告事項

報告事項	内容
7月1日時点における病床機能	病棟単位で、高度急性期機能・急性期機能・回復期機能・慢性期機能の中から、いずれか一つを各医療機関が自主的に選択
6年後の病床機能の予定	病棟単位で、高度急性期機能・急性期機能・回復期機能・慢性期機能の中から、いずれか一つを各医療機関が自主的に選択
具体的な医療の内容に関する項目	算定する入院基本料等の状況、手術の実施状況等（レセプトの集計結果を元に報告）
構造設備・人員配置等に関する項目	医療従事者及び医療機器の配置状況、入院前、退院後の入院患者の状況等
2025年7月1日時点の病床機能の予定 【任意報告事項】	病棟単位で、高度急性期機能・急性期機能・回復期機能・慢性期機能の中から、いずれか一つを各医療機関が自主的に選択



表 3-6-4-2 医療機能の名称及び内容【再掲】

医療機能の名称	医療機能の内容
高度急性期機能	○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能 ※高度急性期機能に該当すると考えられる病棟の例 救命救急病棟、集中治療室、ハイケアユニット、新生児集中治療室、新生児治療回復室、小児集中治療室、総合周産期集中治療室であるなど、急性期の患者に対して診療密度が特に高い医療を提供する病棟
急性期機能	○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能
回復期機能	○ 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。 ○ 特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADL（日常生活動作）の向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能（回復期リハビリテーション機能）
慢性期機能	○ 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能 ○ 長期にわたり療養が必要な重度の障がい者（重度の意識障がい者を含む）、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能

(2) 本県における医療機能ごとの病床の状況について

1) 報告の対象となる医療施設数

調査基準日時点にて、一般病床及び療養病床の許可病床を有する病院及び有床診療所が報告対象となります。平成 28 年度病床機能報告制度においては、報告対象となる医療機関数は 218 ケ所あり、圏域別の数は以下のとおりとなっています。

表 3-6-4-3 報告の対象となる医療施設数

(単位：ヶ所)

二次医療圏	病 院	有床診療所
岐阜医療圏	38	65
西濃医療圏	14	25
中濃医療圏	16	19
東濃医療圏	13	14
飛騨医療圏	8	6
合 計	89	129

【出典：平成 28 年度病床機能報告（岐阜県）】

2) 病床機能報告結果

平成 28 年度病床機能報告制度において、各医療機関が平成 28 年 7 月 1 日時点、平成 28 年 7 月 1 日時点から 6 年後の予定、2025 年の予定として病床機能を選択した状況は以下のとおりとなっています。

全圏域において、平成 28 年 7 月 1 日時点、平成 28 年 7 月 1 日時点から 6 年後の予定においても、「回復期」の病床機能が不足している状況となっています。

なお、平成 35 年（2025 年）の機能の予定は、任意の報告事項であるため、「休棟中、無回答」の割合が高くなっています。

表 3-6-4-4 平成 28 年 7 月 1 日時点の機能

(単位：床)

二次医療圏	全 体	区 分				
		高度 急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟中、 無回答
岐阜医療圏	8,061	1,353	3,843	930	1,825	110
西濃医療圏	2,953	304	1,577	400	625	47
中濃医療圏	2,811	279	1,597	292	500	143
東濃医療圏	2,738	282	1,539	320	326	271
飛騨医療圏	1,428	16	890	282	230	10
合 計	17,991	2,234	9,446	2,224	3,506	581

【出典：平成 28 年度病床機能報告（岐阜県）】

※「休棟中、無回答」とは、休棟中、休棟後の再開の予定なし、休棟・廃止予定及び無回答

表 3-6-4-5 平成 28 年 7 月 1 日時点から 6 年経過した時点の機能の予定

(単位：床)

二次医療圏	全 体	区 分				
		高度 急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟中、 無回答
岐阜医療圏	8,061	1,367	3,536	1,324	1,736	98
西濃医療圏	2,953	304	1,507	451	625	66
中濃医療圏	2,811	373	1,513	292	560	73
東濃医療圏	2,738	387	1,424	330	326	271
飛騨医療圏	1,428	16	890	282	230	10
合 計	17,991	2,447	8,870	2,679	3,477	518

【出典：平成 28 年度病床機能報告（岐阜県）】

表 3-6-4-6 平成 37 年（2025 年）時点の機能の予定

(単位：床)

二次医療圏	全 体	区 分				
		高度 急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟中、 無回答
岐阜医療圏	8,061	751	1,757	656	828	4,069
西濃医療圏	2,953	304	1,262	349	446	592
中濃医療圏	2,811	122	880	73	432	1,304
東濃医療圏	2,738	327	1,150	290	177	794
飛騨医療圏	1,428	53	324	24	156	871
合 計	17,991	1,557	5,373	1,392	2,039	7,630

【出典：平成 28 年度病床機能報告（岐阜県）】

## 2 今後の課題

病床機能報告制度は、様々な病期の患者が混在する病棟について最も適する機能1つを医療機関の自主的な選択により報告する仕組みですが、この点について理解が不十分な場合、例えば診療報酬上の病棟入院料が算定されている病棟かどうかを判断基準として報告されていること等が想定され、必ずしも病棟の実態に即した数値になっていない可能性があります。

このため、今後は、各医療機関に、各病棟の診療の実態に即した適切な医療機能を報告していただくこと、また、将来に向けて医療需要の増加が見込まれる病床機能については、地域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向について十分に分析を行った上で、機能分化・連携を進めていただくことが課題となっています。